

平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

平成 30 年 6 月 6 日

くらし安全・消費生活課長

1 業務の概要

(1) 業務名 平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業業務

(2) 業務の目的

シンポジウムの開催や、エシカルな消費行動につながる商品やサービスの提供を行っている事業者のMAPの作成・公表を通じて、県全体の長野県版エシカル消費の認知度を高め、県内すべての消費者や事業者、各種団体や行政が一体となって、SDGsにおける「持続可能な生産消費形態の確保」に資することを目指す。

(3) 業務内容

①長野県版エシカル消費シンポジウムの企画・運営

県内の消費者、事業者、各種団体や行政を対象とした、長野県版エシカル消費の推進に向けたシンポジウムの開催

②長野県版エシカル消費事業者MAP（仮称）の作成・公表

エシカルな消費行動につながる商品やサービスの提供を行っている県内の事業者について、県内大学学生と連携・協力したMAPの作成・公表

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打合せの中で変更する可能性がありますのでご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます）。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

①実施体制

ア. 運営体制及び県窓口との連携

イ. 類似事業の履行実績

ウ. 個人情報の取り扱い

②事業内容

ア. 事業計画（スケジュール含む）

イ. 長野県版エシカル消費シンポジウム

(a) 基調講演・パネルディスカッション（テーマ及び内容等）

(b) コーディネーター及びパネリスト

(c) シンポジウムの周知方法

ウ. 長野県版エシカル消費事業者MAP（仮称）

(a) 学生による調査へのサポート体制

(b) MAPのイメージ

③その他（①、②以外で特に提案する事項やアピールする点）

④業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 県内全域

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～平成31年2月28日

(8) 費用の上限額 2,977,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 暮らし安全・消費生活課にて行う説明会、プレゼンテーション及び打合せ等に参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第1-1号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第1-1号の附表による。
- (3) 誓約書
様式第1-2号による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-0936

長野県長野市大字中御所字岡田 98-1

長野県くらし安全・消費生活課企画指導係

担当 井上 健志

電話 026-223-6770（直通）

ファックス 026-223-6771

メール shohi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 6 月 18 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までにくらし安全・消費生活課に到達したものに限り、
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の 3 日前までに、書面によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりくらし安全・消費生活課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 平成 30 年 6 月 19 日（火）午後 1 時 30 分から
- (2) 開催場所 北信消費生活センター教室（長野保健福祉事務所庁舎 1 階）

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第 2 号）を F A X 又はメール等により提出するものとします。
提案書の審査に係る質問には回答できません。

- (4) 回答方法 回答は長野県ホームページ「消費生活情報」(<http://www.nagano-shohi.net/>)に掲載し、くらし安全・消費生活課において閲覧に供するとともに、質問者及び説明会参加者全員に対して、原則として電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第3号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第3号の附表による。

(3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
なお、企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とします。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 平成30年7月2日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部(原本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までにくらし安全・消費生活課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、別添の審査基準に基づいて選定されます。

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が500点満点中300点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
平成30年7月5日(木) 午後1時30分から 北信消費生活センター 教室
(長野保健福祉事務所庁舎1階)

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書によりくらし安全・消費生活課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりくらし安全・消費生活課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）によりくらし安全・消費生活課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。